

会報

8
2006 August



宮崎の橋101選(越野尾橋・西米良村)
県内初のデイビダーク橋



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成18年8月行事予定	1
◇平成18年9月上旬行事予定	2
◇県協会HP会員専用サイト掲載項目案内（7月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県協会	
1. 「地域における中小・中堅建設業の新分野進出定着促進モデル構築支援事業」「下請業者の経営力・施工力の充実・強化促進モデル構築支援事業」の公募実施について	3
2. 「農業土木共通仕様書」の一部訂正（第2回）のお知らせ	5
◇協同組合	
1. 建設工事資金融資制度について	7
◇技士会	
1. 企画運営委員と技術委員決まる!!	9
2. 平成18年度土木施工管理技術検定試験 1級「実地」試験受験準備講習会開催のご案内	11
3. 「監理技術者講習会」のご案内	11
◇建退共	
1. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）について	12
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（6月分）について	12
◇建災防	
1. 重大・死亡災害の情報	13
2. 平成18年度全国労働衛生週間実施要綱	13
◇火薬協会	
1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について	17
2. 火薬類製造・取扱業者等に係る 重要施設における保安管理の徹底について	18
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）について	19
2. ICカードリーダー無償提供キャンペーン!	20
◇税務署だより	
1. 災害にあったときの税	23
2. 電子納税のお勧め	23
◇図書のご案内	
1. 平成18年版 災害復旧工事の設計要領（通称「赤本」）のご案内	24
◇財建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 平成18年度前期分32,056,000円、264名に給付!!	25

平成18年 8 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建防災・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火	2級土木受験準備講習会 (4日まで) 建設業者研修会(西臼杵)	石綿取扱作業従事者特別教育 (延岡)	
2	水	建設産業新分野進出セミナー④ (3日まで宮崎) 建設業者研修会(延岡)		火薬保安教育講習会(延岡)
3	木			
4	金	建設業者研修会(都城)	土止め先行工法に関する講習 (宮崎) ローラー運転特別教育 (5日まで清武)	
5	土			
6	㊤	道路愛護デー		
7	月			
8	火	建設業振興基金 各都道府県建設 業協会(九州ブロック)との意見 交換会(佐賀) 建設業経理事務士3級特別研修 (10日まで宮崎)		
9	水		コンクリート造の工作物解体等作 業主任者講習(10日まで宮崎)	火薬保安教育講習会(日南)
10	木	建設業者研修会(西都・高鍋)		
11	金	宮崎県建設業協会第1回建築委員会 県営繕主管部局と宮崎県建設業協 会建築委員会との意見交換会		
12	土			
13	㊤			
14	月			
15	火			
16	水		防災連絡会議 基金納入告知書発送	
17	木		防災特別出張試験(18日まで宮崎) 型枠作業主任者講習 (18日まで宮崎)	
18	金	第3回リーダー育成研修会座談会 1級土木学科合格発表		
19	土			
20	㊤			
21	月	建設産業新分野進出セミナー⑥ (22日まで日向)		
22	火		雇用管理研修(日南)	
23	水	常務理事会 監理技術者講習会		
24	木	電子納品セミナー(串間)		
25	金	全国建設業協会専務・事務局長会 議(東京) 電子納品セミナー(日南)	高所作業車技能講習 (27日まで清武)	
26	土			
27	㊤			火薬類取扱責任者製造試験
28	月			
29	火		職長・安全衛生責任者教育 (30日まで都城)	
30	水			
31	木		リスクアセスメント教育(延岡)	

平成18年9月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金	建築物防災展（宮崎駅） 1級土木「実地」講習会（2日まで）		
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水			火薬保安教育講習会（都城）
7	木			火薬保安教育講習会（宮崎）
8	金	九州建設青年会議通常総会（宮崎） 2級土木試験「模擬試験」講習会 （9日まで）		
9	土		車両系（解体用）運転技能講習（清武）	
10	日			

県協会ホームページ内会員専用サイト掲載項目案内（7月分）

【公報、掲載】

	項 目	所 管	形 式
1	「地域における中小・中堅建設業の新分野進出定着促進モデル構築支援事業」「下請業者の経営力・施工力の充実・強化促進モデル構築支援事業」募集要項	国 土 交 通 省	P D F
2	「新分野進出定着促進モデル事業構築支援事業」及び「下請業者の経営力・施工力充実・強化促進モデル構築支援事業」の申請書様式	国 土 交 通 省	P D F
3	「農業土木工事共通仕様書」一部訂正（第2回）について	宮崎県建設業協会	P D F

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（7月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

地区（市）名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	㈱外山土木工業	所在地	宮崎市大字大瀬町1534	宮崎市大字大瀬町1638-1
		電話番号	0985-41-1090	0985-41-1588
		FAX番号	0985-41-1090	0985-41-1588
延 岡	㈱志多組延岡支店	代表者	河野 健太郎	桑木 武幸
建 築	㈱ 緒 方 組	所在地	小林市大字堤2755番地	小林市大字細野2026番地 1

【退 会】

地区（市）名	会 社 名	地区（市）名	会 社 名
都 城	ひ む か 開 発 (有)	建 築	㈱ 野 崎 組
延 岡	㈱ R ・ E ・ G	建 築	は や ま 建 設 (株)
建 築	㈱ 河 野 工 務 店	建 築	㈱ 淵 脇 組
建 築	大 淀 開 発 (株)	建 築	㈱ 四 本 建 設
建 築	㈱ 桜 木 組	建 築	㈱ 中 幸 組
建 築	高 野 建 設 (株)		

県 協 会

1. 「地域における中小・中堅建設業の新分野進出定着促進モデル構築支援事業」「下請業者の経営力・施工力の充実・強化促進モデル構築支援事業」の公募実施について

国 土 交 通 省
総合政策局建設業課

建設業は、国内総生産・全就業者数の約1割を占める基幹産業であり、立ち遅れている社会資本整備の担い手であるだけでなく、多くの就業機会を提供するなど、地域の経済・社会の発展に欠かすことのできない役割を担っています。

しかしながら、建設投資の急速な減少により、特に公共工事への依存度が高い地域の中小・中堅建設業者や下請業者は、厳しい経営環境に直面しています。

このため、国土交通省としては、経営基盤の強化に向けた新分野進出等の経営革新の取組みを促進するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を進めているところです。

本事業は、地域の中小・中堅建設業者や下請業者が行う経営革新の取組みのうち、一定の要件を満たすものに焦点を当て、こうした取組みの定着に向けたモデルケースと認められる事業を対象に公募を実施して先導的な事例を発掘し、当該事業を推進、広く普及・啓発を図ることにより、中小・中堅建設業者や下請業者の経営革新の取組みの促進・定着を目指すものです。

については、7月20日（木）から9月1日（金）までの間、地域を基盤とする建設業者の皆さんを対象に、標記の2事業の公募を実施いたしますので、意欲ある事業者の方の積極的な応募を期待いたします（詳細については、宮崎県建設業協会ホームページをご覧ください）。

なお、申請書様式の記入方法など応募にあたってのお問い合わせは、(財)建設業振興基金構造改善センター宛にお願いいたします。

<本件に関する問い合わせ>

国土交通省総合政策局建設業課
電話 03-5253-8111（代表）
担当 吉村（内線24725）

<申請書様式（応募）に関する問い合わせ先>

(財)建設業振興基金構造改善センター
電話 03-5473-4572
担当 新分野：楠、長谷川、由井
下請業者：今泉、海宝

平成18年度 国土交通省 建設業の経営革新モデル事業

公募のご案内

国土交通省では、地域の中小・中堅建設業者や下請業者の皆さんが行う**経営革新**の取組みの促進・定着を目指し、モデルケースと認められる事業を支援するため、下記のとおり公募します。

(1) 地域における中小・中堅建設業の 新分野進出定着促進モデル構築支援事業



<公募の対象>

新事業をすでに開始しており、当該事業の定着に向けた課題の解決に取り組んでいる事業者による取組み（ただし、事業着手前であっても、課題の解決に向けた事業計画を有しており、事業に着手することが明確な場合を含む）

- （例）農業分野への進出〔安定的な販路の確保、ブランド商品開発による差別化 等〕
- 福祉分野への進出〔介護施設の運営ノウハウ開発、福祉機器の販路開拓 等〕
- 新サービスの提供〔本業を誘発するサービスの開発・提供 等〕

<事業者の条件>

地域に経営基盤を置く中小・中堅建設業者または複数の中小・中堅建設業者

(2) 下請業者の 経営力・施工力の充実・強化促進モデル構築支援事業

<公募の対象>

下請業者の経営力・施工力の強化に向けた、経営革新の取組み（調査段階～事業実施段階まで含む）

- （例）新技術・新工法開発への取組み〔異業種企業や大学等との共同開発 等〕
- 生産性向上に向けた取組み〔元請・下請業者間での設計・施工情報のデータベース化 等〕
- 企業間連携等の取組み〔資機材の共同調達システムの構築、フランチャイズの結成 等〕

<事業者の条件>

地域に経営基盤を置き、主として総合工事業者から受注し施工を行っている下請業者や、複数の下請業者、またはその建設事業者団体

【支援の内容】

本モデル事業は、選定された事業に係る調査・計画策定費や外部の専門家等のアドバイザーを活用した場合の諸謝金など、関連経費の一部を初年度のみ負担するものです。なお、選定された事業者は、平成19年2月末（予定）までに、事業結果についての報告書を、（財）建設業振興基金に提出する必要があります。

支援の金額は1件あたり概ね2～4百万円程度とし、具体的な金額については、事業計画と支援要望額の内容を精査の上決定します。

事業の詳細については、[国土交通省ホームページ](#)（トップページ→「報道発表資料」7月20日付発表）をご覧ください。

【公募期間】

平成18年7月20日（木）～9月1日（金）〔当日消印有効〕

本事業についてのお問い合わせは

（財）建設業振興基金 構造改善センター（03-5473-4572）まで

2. 「農業土木共通仕様書」の一部訂正（第2回）のお知らせ

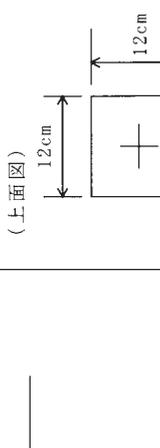
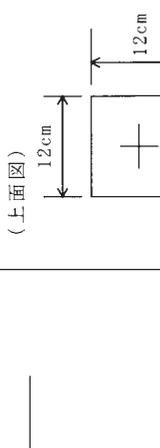
共通仕様書 正誤表①

訂 正 後		訂 正 前	
表 2-2-1 普通ポルトランドセメントの品質			
品 質	比表面積 cm ² /g	規 格	規 格
	結 束	2,500 以上	2,500 以上
凝 結	始 発	1 以上	1 以上
	終 結	10 以下	10 以下
h	3 d	10.0 以上	7.0 以上
	7 d	12.5 以上	15.0 以上
	28 d	42.5 以上	30.0 以上
圧 縮 強 さ N/mm ²	7 d	—	—
	28 d	—	—
水 和 熱 J/g	7 d	—	—
	28 d	—	—
酸化マグネシウム	%	5.0 以下	5.0 以下
三酸化硫黄	%	3.0 以下	3.0 以下
強熱減量	%	3.0 以下	3.0 以下
全アルカリ(Na o eq)	%	0.75 以下	0.75 以下
塩化物イオン	%	0.935 以下	0.92 以下
(注) 全アルカリ(Na o eq)の算出は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)付属書ポルトランドセメント(低アルカリ形)による。			
4. 原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)の規定によるものとする。			
2-8-3 混和材料			
1. 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201(コンクリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとする。			
2. 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202(コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。			
3. 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206(高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。			
4. 混和材として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。			
5. 混和剤として用いる流動化剤は、土木学会 コンクリート用流動化剤品			
- 共-2-24 -			
表 2-2-1 普通ポルトランドセメントの品質			
品 質	比表面積 cm ² /g	規 格	規 格
	結 束	2,500 以上	2,500 以上
凝 結	始 発	1 以上	1 以上
	終 結	10 以下	10 以下
h	3 d	10.0 以上	7.0 以上
	7 d	12.5 以上	15.0 以上
	28 d	42.5 以上	30.0 以上
圧 縮 強 さ N/mm ²	7 d	—	—
	28 d	—	—
水 和 熱 J/g	7 d	—	—
	28 d	—	—
酸化マグネシウム	%	5.0 以下	5.0 以下
三酸化硫黄	%	3.0 以下	3.0 以下
強熱減量	%	3.0 以下	3.0 以下
全アルカリ(Na o eq)	%	0.75 以下	0.75 以下
塩化物イオン	%	0.935 以下	0.92 以下
(注) 全アルカリ(Na o eq)の算出は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)付属書ポルトランドセメント(低アルカリ形)による。			
4. 原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)の規定によるものとする。			
2-8-3 混和材料			
1. 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201(コンクリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとする。			
2. 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202(コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。			
3. 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206(高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。			
4. 混和材として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。			
5. 混和剤として用いる流動化剤は、土木学会 コンクリート用流動化剤品			
- 共-2-24 -			

※ 訂正後の製本は宮崎県建設業協会ホームページに掲載してあります。

共通仕様書

正誤表②

訂正後	訂正前
<p>第14節 境界工 3-14-1 一般事項 本節は、境界杭工及び境界鉄工について定めるものとする。</p> <p>3-14-2 境界杭工 1. 請負者は、境界杭の設置に際し、隣接所有者と問題が生じた場合には、速やかに監督員に報告しなければならない。 2. 請負者は、設計図書に示された場合を除き、境界杭の埋設は下図を標準とする。 ただし、埋設箇所が岩盤等で、指定する深さまで掘削することが困難な場合には、処置方法について監督員と協議しなければならない。</p>  <p>(上面図) 12cm 12cm (側面図) 赤ペンキ 5cm 20cm 100cm (埋設) 120cm 宮崎県</p> <p>(注) 1 規格は、12cm角、長さ120cmの鉄筋コンクリートとする。 2 上部5cmに赤ペンキを塗布する。 3 地上部の1つの側面に「宮崎県」の表示を行う。 4 面取りを行う。 5 下部100cmを基準として埋設する。 6 「宮崎県」の表示を真地側に向け、上面の「+」の中心が境界線上にあるように設置する。</p>	<p>第14節 境界工 3-14-1 一般事項 本節は、境界杭工及び境界鉄工について定めるものとする。</p> <p>3-14-2 境界杭工 1. 請負者は、境界杭の設置に際し、隣接所有者と問題が生じた場合には、速やかに監督員に報告しなければならない。 3. 請負者は、設計図書に示された場合を除き、境界杭の埋設は下図を標準とする。 ただし、埋設箇所が岩盤等で、指定する深さまで掘削することが困難な場合には、処置方法について監督員と協議しなければならない。</p>  <p>(上面図) 12cm 12cm (側面図) 赤ペンキ 5cm 20cm 100cm (埋設) 120cm 宮崎県</p> <p>(注) 1 規格は、12cm角、長さ120cmの鉄筋コンクリートとする。 2 上部5cmに赤ペンキを塗布する。 3 地上部の1つの側面に「宮崎県」の表示を行う。 4 面取りを行う。 5 下部100cmを基準として埋設する。 6 宮崎県の表示を目のつきやすい側に向け、上面の「+」の中心が境界線上にあるように設置する。</p>
<p>3-14-3 境界鉄工 1. 請負者は、境界鉄の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合には、速やかに監督員に報告しなければならない。</p>	<p>3-14-3 境界鉄工 1. 請負者は、境界鉄の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合には、速やかに監督員に報告しなければならない。</p>

※ 訂正後の製本は宮崎県建設業協会ホームページに掲載してあります。

協 同 組 合

1. 建設工事資金融資制度について

建設工事資金融資制度

(下請セーフティネット債務保証事業)

宮崎県建設事業協同組合

Tel 0985-23-3691

Fax 0985-23-3599

Url <http://www.mk-net.or.jp>

●制度の概要

請負契約に基づく公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高に応じて貸付けを受けられる公的制度です。

当協同組合は、国土交通省・宮崎県と連携し、本制度の普及促進に努めており、**国土交通省・宮崎県では積極的な活用を勧めています。**

利用できる対象工事

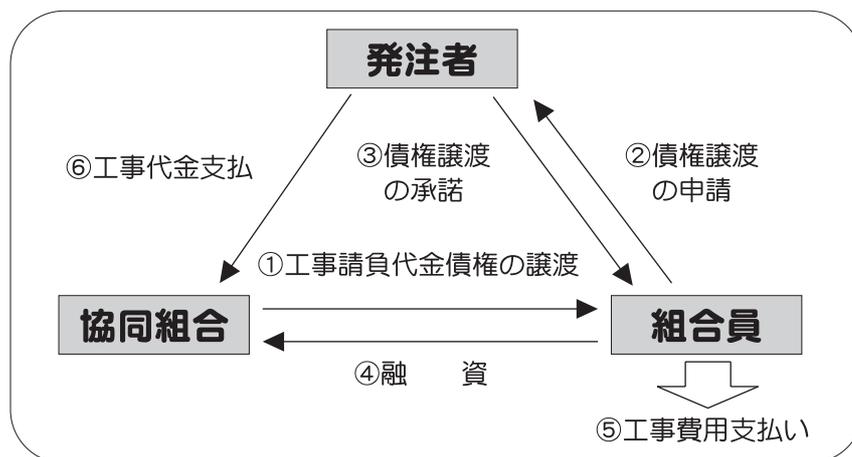
国（国土交通省・農林水産省等）・公団等
県・市町村・公社等

の発注した公共工事

●制度のメリット

1. 工事の途中段階で、工事請負代金の一部を現金化でき、**資金繰りの改善、経営力等の強化を図れ、経営基盤が安定します。**
2. **労務費・下請代金・資材代金等の支払を計画的に行えるので、施工管理をよりスムーズにすすめることができます。**
3. 本制度の借入金は、経営事項審査の経営状況分析における有利子負債月商倍率を算出する際の借入金から控除できるので、**経営事項審査の評点アップ**につながります。

●制度の基本的な仕組み



公的な制度ですので、安心してご利用いただけます。



公共工事の資金調達なら
お任せください。

●制度の特色

簡 単！

所定の債権譲渡契約書、借入申込書等を提出していただくだけでですので、手続きは極めて簡単です。郵送等によるお申し込みも受け付けております。手続関係書類は、当協同組合・各建設業協会にございます。

早 い！

借入申込後、2～3日以内で貸付けが受けられます。（お急ぎの方は翌日の貸付も可能です）

便 利！

債権譲渡することにより、出来高の範囲内で、必要な時に必要な額を何度でも貸付けを受けられます。

低金利！

貸付金利は、貸付金額に応じ、年2.3%～2.5%です。
※別途、共済制度掛金0.1%と事務手数料0.1%が加算されます。

県発注工事については保証人不要！

県発注工事は「工事履行報告書」または「工事進捗状況報告書」を提出していただくだけで保証人はいりません。なお、国・市町村発注の工事等については保証人が必要です。

●よくあるご質問 Q & A

Q. 共同企業体（JV）も利用できますか？

A. 経常JV・特定JVについても利用できます。

Q. 経営事項審査の有利子負債月商倍率から当制度の借入金を控除する場合には、どのような手続きが必要ですか？

A. 当協同組合にお申し出いただければ、証明書を交付します。

Q. 貸付金額の計算方法を教えてください。

A. 貸付金額は、請負額の工事出来高率の90%以内で、下記計算式となります。ただし、発注者より前払金・部分払金等を受領している場合は、出来高金額よりその額を控除した残額の範囲内です。

計算式

出来高率50%以下…請負額×出来高率－（請負額×5／100）－受領済額
出来高率50%超…請負額×出来高率×90%－受領済額

Q. 制度の利用により、発注者から不利益を受けることはありませんか。

A. 発注機関より「建設業者が本制度を積極的に活用していくために制度利用者に対して不利益な扱いをしない」旨の通知や約款の改正が行われており、発注機関から不利益を受けることはありません。むしろ、国土交通省・宮崎県では積極的な活用を勧めております。

なお、ご不明な点がございましたら、当協同組合までお問い合わせください。

技 士 会

1. 企画運営委員と技術委員決まる!!

暑中お見舞い申し上げます。

日頃より、宮崎県土木施工管理技士会の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。去る、6月30日の理事会において次の方々が委員になられましたので、お知らせいたします。なお、今後2年間、技士会の事業、運営そして技術力向上に携わっていただきます。

会員の皆様方のご協力をお願いいたします。

企画運営委員会 委員名簿

平成18～19年度 宮崎県土木施工管理技士会

役員種別	支部名	氏名	商号又は名称	摘要
委員長	延岡	古小路 汎	(株) 八 紘	
副委員長	串間	有 嶋 富 夫	有 嶋 建 設 (株)	
副委員長	日向	黒 木 幸 紀	木 倉 建 設 (株)	
委 員	宮 崎	児 玉 盛 次	旭 洋 建 設 (株)	
〃	日 南	永 野 征 四 郎	永 野 建 設 (株)	
〃	都 城	清 水 安 次	(株) 清 水 組	
〃	小 林	山 本 修	(株) 山 本 組	
〃	東 諸	武 田 隆 善	(株) 武 田 建 設	
〃	西 都	宮 本 優	(株) 宮 本 組	
〃	高 鍋	山 下 寛 治	九 州 建 設 工 業 (株)	
〃	高千穂	竹 尾 通 洋	(株) 竹 尾 組	
〃	県協会	渡 邊 孝 明	(社) 宮 崎 県 建 設 業 協 会	
〃	計	12名		

人生には、過去、未来はない。今この瞬間にある。

技術委員会 委員名簿

平成18～19年度 宮崎県土木施工管理技士会

役員種別	支部名	氏名	商号又は名称	摘要
委員長	日南	坂元千昭	永野建設(株)	
副委員長	延岡	盛武一則	(株)盛武組	
副委員長	宮崎	坂本篤令	旭洋建設(株)	
委員	〃	海老原淑晃	(株)川上土木	
〃	〃	富山陽人	(株)佐多技建	
〃	串間	中野浩光	山下産業(株)	
〃	都城	牧崎治美	大淀開発(株)	
〃	〃	椿栄作	(株)木場組	
〃	小林	中山雄二	坂口建設(株)	
〃	東諸	海老原初吉	(有)海老原建設	
〃	西都	寺崎然	(株)宮本組	
〃	高鍋	甲斐有信	(株)桑原建設	
〃	日向	黒木新一	(株)黒高組	
〃	〃	福田順一	宮前建設(株)	
〃	〃	津田兼児	(株)八紘	
〃	高千穂	工藤高裕	高千穂土木(株)	
〃	県協会	渡邊孝夫	(社)宮崎県建設業協会	土木農林課長
〃	事務局	代永哲也	宮崎県土木施工管理技士会	事務局長
	計	18名		

人生には、過去、未来はない。今この瞬間にある。

2. 平成18年度土木施工管理技術検定試験 1級「実地」試験受験準備講習会開催のご案内

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切なことでもあります。

建設産業は厳しい状況にあります。今そこに人材対策は重要な課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。

建設産業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。それには、「国家資格」を取得される事が大切であります。

つきましては、1級土木施工管理技士の資格取得を目指す皆様と共に学習をいたしたいと思ひ、次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

日	程	平成18年9月1日（金）～2日（日）2日間
時	間	9：00～17：00
場	所	宮崎県建設会館（宮崎市）
実地試験		平成18年10月1日（日）（福岡市）
問い合わせ		宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

※ 18年度及び17年度の学科試験合格者が対象です。

1級の学科試験に合格された方は、今度は更に「実地」の試験に合格されないと1級の資格がもらえません。折角今回学科に合格されましたので、この機会を逃さないように、是非合格をしていただきたい。

3. 「監理技術者講習会」のご案内

18年度の講習会は下記のとおり残り「3回」計画致しております。自分の都合のいい日に受講をしてください。

日	程	会	場
平成18年	8月23日（水）	宮崎市学園木花台	「宮崎県職業能力開発協会」
平成18年	11月29日（水）		〃
平成19年	2月10日（土）		〃

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985-31-4696）

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

建退共

1. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 濟 契約者数	被共済者数	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (5月分)
					件	千円	千円
先月までの 累 計		社 3,610	名 48,136	冊 13,585	1,953	1,494,729	千円 996,914
6 月 分		7	216	952	188	144,355	45,780
17 年 度 計		3,617	48,352	14,537	2,141	1,639,084	1,042,694
脱 退		5	198				
累 計		3,612	48,154	335,809	34,095	18,212,708	109,000,957

注：掛金収納額は18.5月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（6月分）

1. 適用

(平成18年6月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
419社	5,034人	852人	5,886人

2. 給付

裁定状況

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	5	2,236,300	11	4,688,100
第2種退職年金	8	2,235,500	38	6,271,300
選択一時金	4	1,929,300	12	5,932,700
脱退一時金	31	5,336,400	60	10,971,400
遺族一時金	3	1,186,200	3	1,186,200

3. 年金経理（保有資産）

信託資産	16,736,850,009 円
合 計	16,736,850,009 円

注：時価である

建 災 防

1. 重大・死亡災害の情報

発生日時	発生場所	死傷者	事故の種類	発生状況
①平成18年4月29日 9時55分頃	西都市	男1名 (死亡1)	おぼれ	潜水橋の橋脚を補強する災害復旧工事において、被災者は、橋脚の保護鋼板に樹脂を充填するため、酸素ボンベを装着した潜水作業を行っていた。 1箇所目の橋脚の樹脂充填が終わり、約14メートル離れた次の橋脚に泳いで移動（レギュレータは未使用）していたところ姿が見えなくなり、4時間後に潜水橋から50メートル下流にて遺体で発見された。

2. 平成18年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣 旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第57回を迎える。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,226人であり、20年前に比べると約半数にまで減少した。しかしながら、じん肺症等の職業性疾病は後を絶たず、石綿による肺がん、中皮腫の労災認定件数が近年増加している。

一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成17年は48.4%に上っている。脳・心臓疾患に係る労災認定件数は、年間300件前後と高い水準で推移し、減少傾向が見られない。また、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が多発している。

このような状況に対処するために、長時間労働者に対する医師による面接指導制度の導入、リスクアセスメントの実施等の努力義務化等を内容とした改正労働安全衛生法が本年4月より施行され、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策、職場におけるリスクの低減対策等労働者の健康確保対策の充実強化が図られたところである。さらに、代替が困難な一部の製品等を除く石綿等の製造等の全面禁止など、石綿による健康障害防止対策の一層の強化が進められている。

これらの対策が事業場において着実に実施され、労働者の健康の確保、増進が図られるためには、経営トップや事業場のトップが自らの責務について認識し、産業医、衛生管理者等の労働衛生管理スタッフが中核となって、衛生委員会等の場を活用するなど労働者の意見を反映させながら対策を展開していくことが重要である。また、労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが重要である。

このような観点から、本年度は、

「疲れてませんか 心とからだ みんなでつくろう 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「疲れてませんか 心とからだ みんなでつくろう 健康職場」

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会

6 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実 施 者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) ポスター、パンフレット等の配布、新聞等の報道媒体、政府関係広報誌及びインターネットを通じての広報活動
- (2) 全国労働衛生週間地方大会等の開催
- (3) 事業場の実施事項についての指導援助
- (4) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等の実施

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること

10 事業場の実施事項

- (1) 本週間中に実施する事項
下記の事項を実施することにより、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の促進を図る。
 - ア 労働衛生旗の掲揚及びポスター、スローガン等の掲示
 - イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
 - キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項
下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。
 - ア 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
 - (ア) 事業者による労働衛生管理に関する年間計画に基づく実践

-
- (イ) 労働者の健康管理等に関する知識について必要な要件を備えた産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
 - (エ) 作業主任者の選任と職務の励行
 - (オ) 現場管理者の職務権限の確立
 - (カ) 労働衛生管理に関する規定の点検、整備・充実
 - (キ) 労働衛生管理に関する情報伝達ルートの確立
 - (ク) 労働衛生関係情報の収集・整理及び周知
- イ 作業環境管理の推進
- (ア) 有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境の改善
 - (イ) 改正された管理濃度等に対応した作業環境管理の推進
 - (ウ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
 - (エ) 粉じん作業場所等健康障害のおそれのある場所の清掃及び清潔の保持の徹底
 - (オ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善
- ウ 作業管理の推進
- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - (イ) 作業の動作、姿勢、速度、継続時間等の作業方法の調査、分析及びその結果に基づく作業方法の改善
 - (ウ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - (エ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (オ) 休憩、休養設備の点検、整備・充実
- エ 健康管理の推進
- (ア) 健康診断の実施と健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針による就業上の措置の徹底
 - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - (ウ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
- オ 労働衛生教育の推進
- (ア) 酸素欠乏危険作業従事者等有害業務従事者に対する特別教育又はそれに準じた教育の実施
 - (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- カ 労働安全衛生マネジメントシステムの確立
- キ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善
 - (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- ク 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく対策の推進
- (ア) 心の健康づくり計画の策定とこれに基づく実践
 - (イ) メンタルヘルスカケアを推進するための教育研修・情報提供
 - (ウ) 職場環境等の把握と改善
 - (エ) メンタルヘルス不調への気づきと対応
 - (オ) 職場復帰における支援
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
- 粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組の推進
- (ア) アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
-

-
- (イ) 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策
 - (ウ) トンネル建設工事における粉じん障害防止対策
 - (エ) 離職後の健康管理
 - コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
 - サ 電離放射線障害防止対策の徹底
 - シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - ス 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
 - ソ 化学物質の管理の推進
 - (ア) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
 - (イ) 化学物質のばく露防止、作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
 - (ウ) 化学物質等安全データシート（MSDS）による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用
 - (エ) 建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインに基づく有機溶剤中毒の防止
 - (オ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止（建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン）
 - (カ) ダイオキシシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシシン類ばく露防止措置の実施
 - (キ) 職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインに基づく措置の実施
 - (ク) 化学物質による眼・皮膚障害防止のための保護具の着用等の徹底
 - (ケ) 化学設備等の改造、修理等の作業における中毒等の防止のための工事発注者と請負業者との連携等の実施
 - タ 石綿障害予防対策の徹底
 - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 非石綿製品への代替化の推進
 - チ 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
 - ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
 - テ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進
 - ト 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項に基づく適切な健康情報の取扱いの徹底
 - ナ 職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項に基づく適切な対応の推進
 - ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組
 - ヌ 労働時間等労働条件の改善等の推進
 - ネ その他
 - (ア) ポスター、スローガン等の掲示
 - (イ) 労働衛生提案制度等の活用及びその実践
 - (ウ) 清潔保持のための洗身、手洗い等の設備の整備・充実
 - (エ) 労働衛生標識等の整備
 - (オ) 工場の緑化美化運動の推進
 - (カ) 家庭における健康に関する知識の普及
-

火 薬 協 会

1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

8月27日（日）宮崎市学園木花台・宮崎大学において実施する平成18年度火薬類取扱保安責任者甲種・乙種及び丙種製造試験の願書受付状況は次のとおりでした。

受験者全員の合格をお祈りいたします。

試験勉強で判らないことがあるときは遠慮なく問合せください。

火薬学 0982-35-0460（吉田敏行先生）

法令 0985-26-7065（越智先生・県）

協会 0985-25-4678（火薬保安協会）

職種	種別	取扱責任者 甲 種	取扱責任者 乙 種	製造責任者 丙 種	計
建設	関係	26名	5名		31名
砕石	関係	12名	2名		14名
製造	関係	11名	0名		11名
販売	関係	1名	0名		1名
煙火	関係	0名	4名	2名	6名
公務員	関係	4名	0名		4名
学生	関係	1名	0名		1名
自営	関係	0名	0名		0名
その他	関係	28名	1名	1名	30名
合計		83名	12名	3名	98名

受験者の皆さんへ

- ・試験会場は宮崎大学の講義室を使用して試験を実施します。
- ・試験中は電卓等の計算機類は使用禁止です。
- ・試験会場では携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- ・大学の装備や備品、学生の品物等に触れたり、使用したりしないでください。
- ・校内では灰皿のある場所以外では喫煙を禁止いたします。
- ・試験場への連絡は、試験事務局携帯電話は 090-5724-7127 です。
- ・宮崎大学からの取次ぎは絶対にいたしません。

火薬事故 無理から 不備から 油断から

2. 火薬類製造・取扱業者等に係る重要施設における 保安管理の徹底について

最近の報道によれば、拳銃等を使用した暴力団等の抗争事件や新聞社等の施設に火炎瓶様の危険物を投げ込む事案の報道があることから、火薬類を貯蔵する火薬庫やその他の重要施設に対する警戒と保安管理の徹底を期し、火薬類の盗難と不正流通の防止を図るため火薬類の製造施設や火薬類取扱事業所においては、下記のとおり対応するよう火薬類従事者及び社員に対し指導教育の徹底をお願い致します。

記

1. 施設及び設備の監視を徹底すること。
2. 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
3. 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止策、施錠等の管理の強化を徹底すること。
4. 施設の巡視点検等を入念に実施し、不審者、不審物件等への注意を徹底すること。
5. 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従事者等に理解させておくこと。
6. 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。万が一、盗難・紛失等が発生したときは、速やかに警察へ通報すること。
7. 施設及び設備に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察等への通報を徹底させること。
8. 危機管理の能力の強化に努めること。
9. 帳簿記載を確実にし火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。

保安教育講習は受講しましたか。

保安教育講習の受講を忘れて、再教育講習を受講される方が増えております。
今一度、保安手帳を確認し受講申込を行ってください。

宮崎県火薬保安協会 電話番号 0985-25-4678

慣れと過信は事故の元 基本を守り 安全発破

保安教育 事事故例 活かして無くそう 火薬事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成18年度	371	9.4%	14,484	44.0%	930	22.0%	36,296	20.3%
平成17年度	339	▲10.8%	10,057	▲24.5%	762	▲3.7%	30,170	▲20.1%
平成16年度	380	9.5%	13,315	▲11.6%	791	4.9%	37,752	12.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円)

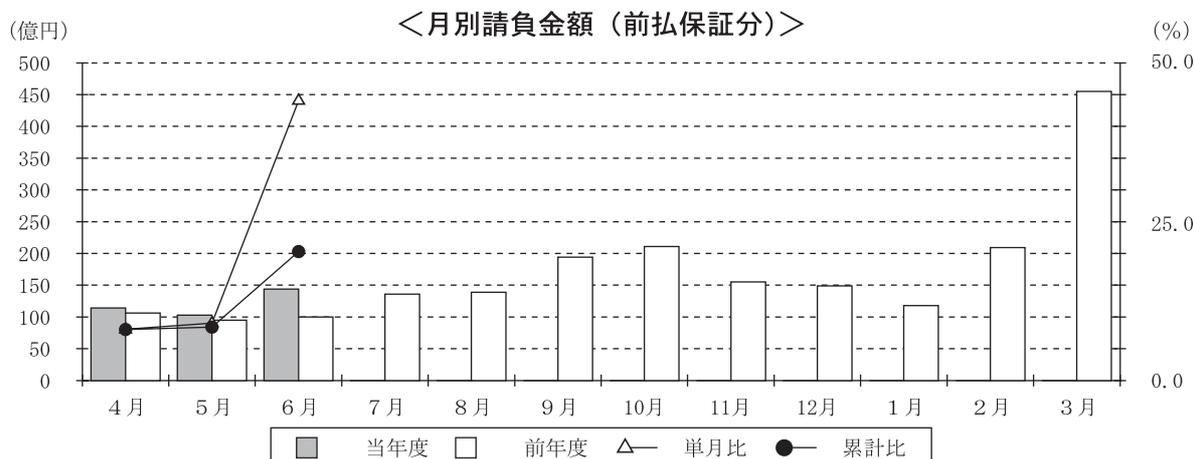
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	56	2,830	73.2%	19.5%	91	6,531	▲4.7%	18.0%
独立行政法人等	8	3,425	171.9%	23.7%	20	6,832	111.3%	18.8%
県	134	3,205	40.0%	22.1%	344	13,310	26.8%	36.7%
市 町 村	171	4,979	6.0%	34.4%	470	9,505	2.9%	26.2%
そ の 他	2	43	▲75.7%	0.3%	5	116	▲66.4%	0.3%
計	371	14,484	44.0%	100.0%	930	36,296	20.3%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	67	2,281	▲21.9%	15.8%	151	5,536	▲5.9%	15.2%
高 岡	19	318	▲11.1%	2.2%	32	654	▲50.8%	1.8%
西 都	20	720	224.0%	5.0%	38	1,555	182.6%	4.3%
高 鍋	19	3,130	393.8%	21.6%	42	4,815	26.8%	13.3%
日 南	26	658	83.9%	4.5%	60	1,405	20.7%	3.9%
串 間	17	139	10.7%	1.0%	35	298	50.3%	0.8%
都 城	37	1,204	30.1%	8.3%	86	3,437	9.2%	9.5%
小 林	38	1,223	87.7%	8.4%	64	2,393	▲35.6%	6.6%
日 向	60	2,516	6.5%	17.4%	160	8,917	70.8%	24.6%
延 岡	52	1,759	37.6%	12.1%	106	4,357	▲4.2%	12.0%
西 臼 杵	16	532	142.3%	3.7%	156	2,925	377.1%	8.0%
計	371	14,484	44.0%	100.0%	930	36,296	20.3%	100.0%

※宮崎・高岡地区については、合併により対象となる工事場所が前年度と今年度で異なるため、増減率は参考数値として表示。



2. ICカードリーダー無償提供キャンペーン！

電子入札用ICカードシェアNo.1の日本電子認証株式会社（略称：NDN）では、9月1日より、有効期間「4年+30日」のICカード販売を始めます。

NDNでは、販売開始を記念して、9月1日から11月30日までの間、NDNを推薦していただいている**社団法人宮崎県建設業協会の会員である皆様を対象**にした謝恩キャンペーンを実施します。

○ キャンペーンの内容

●特典：ICカードリーダー（10,500円）をNDNが無償提供します

●対象：期間中に有効期間「4年+30日」のICカードをお申込みいただいた方

※キャンペーンの詳細については、次頁をご覧ください。

※有効期間「4年+30日」に対応した申込書類は9月1日から、NDNのホームページ

（<http://www.ninsho.co.jp/aosign/>）及び西日本建設業保証株式会社で入手できます。

※なお、9月まで待てない！という方は西日本建設業保証株式会社（TEL 0985-24-5656）までお問い合わせください。

○ NDNの特徴

●発行シェアNo.1

累計発行枚数は7万7千枚を超え（平成18年6月現在）、営業開始以来No.1を続けています。

●親切丁寧なヘルプデスク

豊富なノウハウと安心のフリーダイヤルで電子入札の準備から入札手続を終えるまでフォローが万全です。

●建設業界が設立した認証局

建設企業、前払保証事業会社、金融機関等により設立されました。

●180を超える建設業界団体より推薦

社団法人宮崎県建設業協会をはじめ、180を超える業界団体より推薦をいただいています。

（平成18年7月現在）

宮崎県では、10月からはBクラス、来年4月からはCクラスを対象に電子入札を実施します。

まだICカードを購入されていない方は、この機会に是非ご購入ください。

そして、実際の電子入札に参加してみたいか？

あるいは、練習用の電子入札システムで練習をしてみたいか？

お問い合わせ先

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL：0985-24-5656

AOSign サービス

推薦団体謝恩キャンペーンの概要

キャンペーン期間	平成18年9月1日～平成18年11月末日（必着）
お申込みいただくICカード	有効期間4年+30日のICカード
特典	ICカード1枚につき、ICカードリーダー1台（10,500円相当） を無償提供
必要な書類	ICカードリーダー無償提供券（次頁にあります）

本キャンペーンをご利用いただくと、期間3年+30日のICカードに比べ
+1,050円で1年長い期間のICカードがお求めになれます。

区分	ICカードの期間	購入額の合計	(内 訳)	
			ICカード	ICカードリーダー
キャンペーンあり	4年+30日	52,500	52,500	無償提供
キャンペーンなし	3年+30日	51,450	40,950	10,500
差 額		1,050		

※ICカード1枚、ICカードリーダー1台を購入した場合の比較（税込み）

（申込書の入手）

※有効期間4年+30日のICカードは、9月1日からの販売となります。

※申込書（「証明書有効期間」の欄に「4年間」があるもの）は9月1日以降、ホームページまたは保証会社から入手できます。

※ホームページには、申込書をエクセルで入力できるフォームがあります。

※「ICカードリーダー購入申込書」の提出は必要ありません。

（お申込みにあたってのご注意）

※キャンペーンの申込書類は「日本電子認証株式会社 認証事業部 営業課」宛に送付してください。

※申込書類に不備の無い場合、受付から10日前後で発行します。

※ICカードの有効期間は、発行日から開始されます（発行日の指定はできません）。

※他のキャンペーンとの併用はできません。



日本電子認証株式会社

TEL : 0120-714-240 (フリーダイヤル) FAX : 03-5148-5695

<http://www.ninsho.co.jp/aosign/>

eメール：ホームページの「AOSign サービスに関するお問い合わせ」からご送信ください

<受付時間> 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）

※電話がつながりにくい場合は、FAX、eメールでお問合せください

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL : 0985-24-5656 FAX : 0985-20-1167

<受付時間> 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）



申込書類に同封してください!

AOSign サービス推薦団体謝恩キャンペーン ICカードリーダー[※]無償提供券

ICカード1枚につき、ICカードリーダー1台を無償提供いたします。
(「ICカードリーダー購入申込書」の提出は必要ございません。)

お申込みいただく ICカード	有効期間4年+30日のICカード
受付期間	平成18年9月1日～平成18年11月末日(必着)

申込書類 送付先	〒104-0045 東京都中央区築地五丁目5番12号 (浜離宮建設プラザ3階) 日本電子認証株式会社 認証事業部 営業課 宛
-------------	---

必要事項記入欄 (ゴム印可)

商号・住所	
ICカード リーダーの 送付先	(上記と異なる場合のみご記入ください。)
所属団体	社団法人宮崎県建設業協会



日本電子認証株式会社

税務署だより

1. 災害にあったときの税

地震、火災、風水害などの災害により住宅や家財などに損害を受けられた方には、次のとおり、納税の期限を延長したり、税負担を軽減する方法があります。

また、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書は無料で発行しております。詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

【申告などの期限の延長】

災害などの理由により、期限までに申告や納付ができないときは、税務署長に期限の延長を申請し、承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で期限を延長することができます。

【納税の猶予】

災害により損害を受けたため税金を納期限までに納めることができない方は、前述の納期限の延長のほかに、一定の要件の下で納税の猶予を受けられる場合があります（災害のやんだ日から2か月以内に申請することが必要です）。

【所得税の軽減・免除】

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、一定要件の下、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除による方法、②「災害減税法」に定める税金の軽減免除による方法、のいずれか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

宮崎税務署 電話 0985-29-2151

宮崎税務相談室 電話 0985-24-9380

2. 電子納税のお勧め

インターネットを利用して国税の納税ができることをご存知ですか？

これは、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を利用することにより、全税目の納税が自宅や事務所にいながらにして可能となりますから、税務署や金融機関の窓口まで出向かなければならない、あるいは、窓口が開いている時間しか納付できないなどの場所的・時間的な制約が軽減されるというメリットがあります。

なお、電子納税については、サービスの内容等が金融機関によって異なりますから、ご利用に当たっては、あらかじめお取引の金融機関にご確認ください。

○ e-Tax 受付時間（送信可能時間）

平日（祝日等を除きます）の午前9時から午後9時まで

○ e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

○ ヘルプデスク

電話（0570）015901

・全国一律市内通話料金

・平日（祝日等を除きます）の午前9時から午後5時まで

図書のご案内

1. 平成18年版 災害復旧工事の設計要領（通称「赤本」）のご案内

B5判 総頁約1,000頁 上製本 *頒価5,900円（消費税込み）送料協会負担

「災害復旧工事の設計要領」（通称「赤本」）は、昭和32年に初版を発行して以来、平成18年版で50版を数えることとなります。

その間には、請負工事への転換、機械施工の進展、新工法・新技術の開発、電算化への移行等社会情勢の変化とともに、その都度内容の改訂を行ってまいりました。

災害復旧事業は、被災後速やかに復旧することが事業に携わる者の使命であり、このためには、災害査定設計書を迅速かつ適確に作成する必要があります。

災害査定用歩掛は、文字通り災害査定設計書を作成するための歩掛であり、実施計画書との乖離が生じないようにとの配慮から、平成5年7月より土木工事標準歩掛に準拠したものとなっています。土木工事標準歩掛は、施工形態の変動への対応及び歩掛の合理化・簡素化の観点からの歩掛の改正・制定が毎年行われています。平成18年度の災害査定用歩掛の主な改正点は次のとおりです。

【主な改訂内容の概要】

(1) 間接工事費（共通仮設費率、現場管理費率）の改訂について

既制定の21工種の間接工事率全てについて、平成16年度竣工工事の実態調査結果を用いて分析した結果、21工種のうち1工種において、従来の経費率の下では実態上必要とする費用に対し過不足が生じる状態となっていることが明らかとなり、〔下水道(2)〕の1工種において、間接工事費率の改正が行われている。

(2) 歩掛の改訂について

災害査定設計歩掛が準拠している土木工事標準歩掛（国土交通省）において、「機械土工（埋戻工）など8工種の歩掛改正及び1工種の新規制定が行われている。

※ 宮崎県建設業協会会員の方は、所属地区（市）協会へお申し込み下さい。

【図書購入申込について】

◎会員及び官公庁の方は下記事項をもちにご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

※様式は問いませんが、ゴム印のご使用はお避けください。

◆送付先住所（〒）

◆申込団体名

◆所属部署

◆担当者名

◆TEL/FAX

◆図書名及び冊数 【平成18年版 災害復旧工事の設計要領】 冊数（ ）冊

◎上記以外の方は代金前納（郵便振替・銀行振込・現金書留）にて受付しております。

郵便振替口座	00120-5-55729	取引銀行	みずほ銀行 新橋支店 普通口座 1412439	口座名義	社団法人 全国防災協会
--------	---------------	------	----------------------------	------	-------------

※ご送金後「払込受領書」のコピーと申込内容をFAXにてご送信下さい。〔送料：協会負担、振込手数料：購入者負担〕

申込及びお問い合わせ先：社団法人 全国防災協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-2 虎ノ門東ビル6F TEL 03 (3508) 1491 (代)

<http://www.zenkokubousai.or.jp/>

FAX 03 (3508) 1493

***** 図書案内及び購入申込詳細については協会ホームページをご覧ください *****

(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

平成18年度前期分32,056,000円、264名に給付!!

《後期分264名に給付》

共済団は6月23日、平成18年度の育英奨学金の前期分（平成18年4月～9月まで）として要保育児20名、小学生62名、中学生51名、高校生70名、大学生61名の計264名に対し32,056,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに延べ5,169人が受給しています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1級から3級、傷病1級から3級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎ 給付額は以下のとおりです。

・要保育児……月額	12,000円	年額	144,000円
・小学生……月額	12,000円	年額	144,000円
・中学生……月額	16,000円	年額	192,000円
・高校生……月額	18,000円	年額	216,000円
・大学生等……月額	38,000円	年額	456,000円

◎ 要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451